

鎌倉地域の消防施設の整備について

令和6年8月
鎌倉市 消防本部消防総務課
総務部公的不動産活用課

【現在の状況】

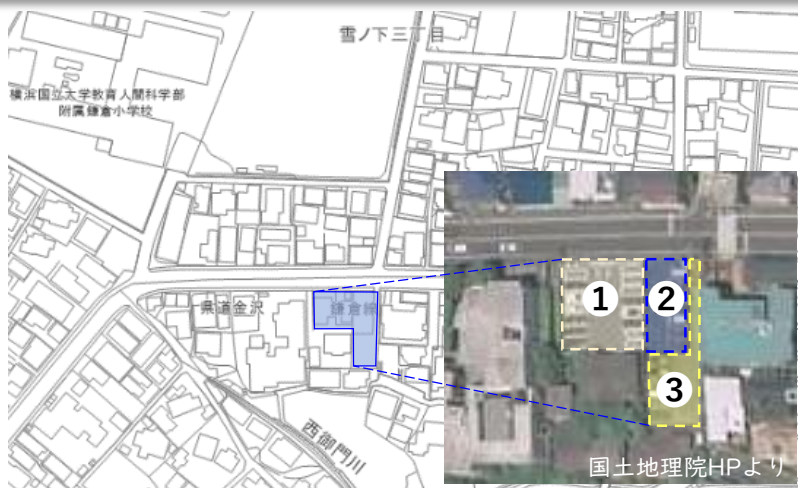
鎌倉地域の消防施設（鎌倉消防署及び浄明寺出張所）につきましては、どちらの施設も老朽化が進んでおり、外壁の剥落や雨漏りが見られ、建替え等が必要な状況となっています。また、現在の両施設の位置は、受持ちエリアの約半分が海または隣接市という状況で、さらに、鎌倉消防署は津波浸水区域内に、浄明寺出張所は土砂災害特別警戒区域内に位置しており、現在地での建替え等は難しい状況となっています。

このようなことから、消防救急活動に支障をきたさないことを前提に、現在2つの施設が受け持つ地区を1つの施設で受け持つことができる場所に移転・統合する方針として検討を進めています。

1 新たに土地を取得しました

移転・統合の候補地としている雪ノ下四丁目の土地（右図①～③）のうち、②の土地(211.44㎡)につきまして、令和6年3月末に土地の売買契約を締結し、市の所有地となりました。

このことにより、①と②の土地の2区画(563.13㎡)が市の所有地となりました。③の土地につきましても、令和6年度の取得に向け、引き続き、協議を行ってまいります。



2 事業の概要をホームページに掲載しました

市のホームページに、鎌倉地域の消防施設の整備の概要等を掲載しました。今後も、ホームページ等を活用し、適宜、事業の進捗をお知らせしてまいります。また、このお知らせは鎌倉地域の自治町会内での回覧をお願いするとともに、移転候補地に近接する方々に配布しており、今後も丁寧に情報発信を行ってまいります。

・消防施設再編（鎌倉地域）について

URL: https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/facility/syoubou_saihen.html



事業の検討においては、消防力を確保することを前提に、施設統合後も、鎌倉市全域及び鎌倉地域における消防救急活動に支障がないよう取組んでまいります。

また、事業計画等においては、サイレンの音など、近隣への影響に配慮しながら、検討を進めてまいります。

鎌倉市 消防本部消防総務課

総務担当

電話 (0467) 44-0983

鎌倉市 総務部公的不動産活用課

公的不動産活用担当

電話 (0467) 23-3000 (代表)